

山梨県公報

第七十号

令和二年

二月六日

木曜日

目次

告示

- 環境基本法に基づく新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てる地域指定……………三五
- 道路の区域変更(二件)……………三五
- 道路の供用開始(二件)……………三六
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………三六
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三六
- 正誤
- 令和元年十月三十一日付第四十六号中……………三七
- 令和二年一月二十三日付第六十六号中……………三七

告示

山梨県告示第二十六号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定により、新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和五十年環境庁告示第四十六号)第一の一に掲げる環境基準の地域の類型を当てる地域を次のとおり指定し、この告示の日から施行する。

令和二年二月六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

中央新幹線の軌道中心線から両側それぞれ四百メートル以内の地域のうち次の表に掲げる地域(トンネルの出入口にあつては、トンネルの中央部方向に百五十メートルを超える地域を除く。)

地域の類型	地域
I	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定

する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同号の規定により用途地域と定められている区域(IIの欄において「用途地域」という。)の指定のない地域にあつては、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第三条第一項の規定に基づき特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域(IIの欄において「指定地域」という。)として指定された第一種区域又は第二種区域

都市計画法第八条第一項第一号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに用途地域の指定のない地域にあつては、指定地域として指定された第三種区域又は第四種区域

備考

1 この表において「I」及び「II」とは、新幹線鉄道騒音に係る環境基準についての「第一 環境基準」において定められた地域の類型のうち「I」及び「II」に相当するものをいう。

2 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条第一項に規定する河川区域及び都市計画法第八条第一項第一号に掲げる工業専用地域を除く。

山梨県告示第二十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和二年二月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和二年二月六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 道路線名 甲斐早川線
- 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
---	---	------	-------------	----------

南アルプス市芦安芦倉字梅ズロ三四八番一
地先から
南アルプス市芦安芦倉字家前三五五番一
地先まで

新	旧
二二・二 三五・四	二二・二 三五・四
二二・二 三五・四	二二・二 三五・四
二二・二 三五・四	二二・二 三五・四

山梨県告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年二月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和二年二月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大菩薩初鹿野線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一 地先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番一 地先まで	一〇・四 五一・四	一〇・四 五一・四	二二・二 二二・二	二二・二 二二・二

山梨県告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年二月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和二年二月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	柳平塩山線	山梨市牧丘町杣口字東下一五 四二番一地先から 山梨市牧丘町杣口字東下一四 六六番地先まで	二九七・三	令和二年二 月六日

山梨県告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から令和二年二月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和二年二月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	市川三郷身 延線	西八代郡市川三郷町黒沢字石 切一九〇〇番一地先から 西八代郡市川三郷町黒沢字家 ノ後一九九七番一地先まで	二二九・四	令和二年二 月十四日

山梨県告示第三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和二年一月二十九日
- 二 指定道路の位置 甲斐市竜王新町字元免許二百八十二番八
- 三 指定道路の幅員 四・〇メートル
- 四 指定道路の延長 十三・五〇メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和二年一月二十八日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人八ヶ岳SDGsスクール
 - 2 代表者の氏名 諏訪哲郎
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市須玉町小倉二千五百八十番地
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、八ヶ岳周辺地域の児童・生徒・学生並びに教育関係者・保護者等の市民に対して、教育支援を中心とするSDGsの達成に資する事業を行い、地域の教育の質的向上等による地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和二年二月四日から同年三月四日まで

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 令和元年十月三十一日（第四十六号）山梨県公告（開発行為に関する工事の完了について）

三四二	下	八～九	六百七十五の二、九百九十五の九十二、九百九十五の四百八十四及び九百九十五の四百八十五並びに道の区域	九百九十五の九十二、九百九十五の四百八十四及び九百九十五の四百八十五、道並びに水の一部の区域
-----	---	-----	---	--

○ 令和二年一月二十三日（第六十六号）山梨県公告（甲府都市計画公園事業の施行について）

一五	下	十六	2 収用の部分	2 使用の部分
----	---	----	---------	---------

発行者

山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番